

令和2年9月20日

厚生労働大臣
田村憲久殿

SHOSAKU 事務所代表
1級FP技能士 花房尚作
E-mail : info@sho39.com

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る 国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準についての要望書

標記の件につきまして、現実的な対処をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

突然のお手紙で失礼いたします。私は鹿児島県と宮崎県を中心にFP相談やセミナー講演、執筆などの業務を請け負っております。主に低所得者の方々が豊かな生活を送れるような支援を行っており、可能な限りボランティアで様々な相談をお受けしております。

さて、先日のことですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が激減した方のFP相談をお受けしました。その方は昨年末に退職されて、今年に入って精力的に求職活動をしておりました。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で、企業が雇い入れを控えたため、3月の面接が次々にキャンセルになっております。それ以降はまともな求人がない状態で、ほとんど収入がありませんでした。貯蓄がほとんどなく、生活が苦しいということで、私は国民健康保険料の減免申請をおすすめしました。その減免申請は以下の内容です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主な生計維持者の令和2年2月以降

の「事業収入等」（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が30%以上見込まれる方に対する減免措置。

そこで曾於市役所の保険課に、国民健康保険料の減免申請をしたところ、「収入が0円の月がある場合、30%ではなくて0%になるので対象にならない」とのことで申請を断られました。そこで、「0円だと100%の減収ではないのですか？ 持続化給付金はそうした扱いですが？」と尋ねたところ、「0円は0にしかならから対象にならない」とのことでした。そのうえで、「そもそも昨年の離職者はコロナの影響を受けていないので対象にならない」と言われました。「コロナの影響で職が見つからないのですが、それでも対象にならないのですか？」と尋ねたところ、「ならない」とのことです。話にならないといったふうで追い返された次第です。市役所の職員は、相談すらも受け付けないといった感じで、とても一方的な対応でした。

再度、曾於市役所のホームページで申請条件を確認したところ、「収入が0円の月がある場合、0%になるので対象にならない」といった記述はありませんでした。また、「昨年度の離職者は減免申請の対象外です」といった記述もありませんでした。インターネットで他のサイトを調べてみても、そのような記述はありませんでした。

厚生労働省や市役所の『誤認がおこるような表記』には大きな問題があると思います。対象になるのか、それとも対象外なのか、すぐにおわるような表記ができないものでしょうか。それが無いがために、私たちは市役所に出向いたにもかかわらず追い返されてしまったのです。

私としては「どうして仕事が見つからない離職者も対象に含まないのだろうか」といった疑念が強くあります。新型コロナウイルス感染症の影響は就業活動を困難にしており、仕事をしたくても就ける仕事がないといった現実を招いております。少しでも多くの人を救うよう、今からでも配慮をお願いできないでしょうか。また、市役所の職員について、もう少し心ある対応ができるよう指導して頂きたく、未熟者ではございますが、そのようなことを強く要望させていただきます。

以上。